

## 登録免許税非課税措置に係る証明書の発行に必要な提出書類一覧

※原本の提出が難しいものについては、写しで問題ありません。原本証明についても不要です。

- ① 証明願 2部
- ② 法人登記簿現在事項全部証明書（前橋市所管法人以外は提出が必要です。） 1部
- ③ 登録免許税法に規定する不動産に該当することが明らかとなる書類 1部  
売買契約書、贈与契約書、寄附申込書、寄附受領書等  
利用権（地上権及び貸借権）の設定登記の場合は、地上権設定契約書又は土地貸借契約書

### 【建物】

- ④ 建物登記簿全部事項証明書又は建物表題登記の登記完了証 1部
- ⑤ 各階平面図（縮尺1/500程度） 1部

### 【土地】

- ④ 土地登記簿全部事項証明書（所有権移転前） 1部
- ⑤ 公図 1部
  
- ⑥ 位置図（物件所在地の周辺案内図） 1部
- ⑦ その不動産が社会福祉事業に使われることが証明できる書類（理事会及び評議員会議事録・事業計画書） 1部
- ⑧ その他（場合により所有権移転登記確約書、農地転用許可書（届出書）などの提出が必要となります。） 1部
- ⑨ 手数料 1件350円